受託団体補償金分配規程

（目的）

第１条　この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「SARTRAS」という。）の授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）分配規程（以下「SARTRAS 分配規程」という。）に基づき、SARTRAS と分配業務委託契約を締結した分配業務受託団体である協同組合日本脚本家連盟（以下「本法人」という。）の補償金の分配に関する事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条　本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「規程第３条補償金分配額」とは、本法人が分配する責任を負う、SARTRAS が定める授業目的公衆送信補償金規程（以下「補償金規程」という。）第３条に基づく補償金の額（消費税法及び地方税法に規定する消費税等に相当する金額（以下「消費税等」という。）を含まない。）をいう。

(2)「規程第４条補償金分配額」とは、本法人が分配する責任を負う補償金規程第４条に基づく補償金の額（消費税等を含まない。）をいう。

(3)「分配資金」とは、規程第３条補償金分配額及び規程第４条補償金分配額のうち、連絡先が判明し分配が可能な権利者の分配額として本法人から SARTRAS に請求し、本法人が補償金として分配する資金をいう。

(4)「利用報告」とは、本法人が、SARTRAS から受領した著作物等の利用実績に係る報告をいう。

(5)「分配資料」とは、本法人が、著作物等ごとに分配業務に必要な権利者その他に関する情報を整備した利用報告をいう。

(6)「追加資料」とは、本法人が分配資料に加えて分配を実施するための著作物等に係る資料であり、SARTRAS 分配規程第４条第１項第３号（オ）の要件

を満たしているものをいう。

(7)「追加資料準拠分配額」とは、追加資料に基づく分配額をいう。

(8)「追加著作物等」とは、追加資料に準拠して補償金が分配される著作物等をいう。

2　本規程に特に定めがある場合を除き、本規程における用語は、法と同じ意味で用いるものとする。

(補償金の分配等)

第３条　本法人は、補償金の分配を、次に掲げる手順により行う。

（ア）分配資料記載の規程第 3 条補償金分配額及び規程第 4 条補償金分配額のうち、利用報告に基づく各著作物等の分配額として、SARTRAS 分配規程第６条第１項の定めに基づいて算出された額を、SARTRAS 所定の書式により分配明細等の資料を付して SARTRAS に請求する。

（イ）SARTRAS 分配規程第６条及び第７条に基づく本法人の分配限度額(以下「分配限度額」という。）から未整備の利用報告に係る分配額を除いた額のうち、(ア）に基づく分配資金を控除した額の 80%相当額までを、追加資料準拠分配額として、SARTRAS に対し、請求の根拠となる資料を添えて請求する。

（ウ）（イ）の請求額は分配限度額の 50%相当額を上限とする。

（エ）追加著作物等は、本法人が著作権等管理事業を行うために保持する管理資料（著作物等利用者による許諾申請又は利用報告、本法人が別に定める書式による権利者からの届出、本法人が相互管理契約を締結する日本国外の著作権管理団体又は権利者団体から提供される資料及び本法人が自ら収集し、又は本法人が委託する外部事業者により収集した資料等をいう。）に記載された著作物等のうち、分配の実施に必要な情報が判明しているものに限るものとし、(イ）の請求に基づく追加著作物等１件あたりの分配額は、テレビ放送に使用された番組（連続番組にあっては各放送話をいう。）を追加資料の１著作物として、その合計値で追加資料準拠分配額を除した額とする。

（オ）（エ）により得られる追加著作物等１件あたりの分配額は、当該分配対象年度における SARTRAS 分配規程第２条第１項（７）に定める規程第３条補償金分配基金の総額を、１分配ポイントを付与する著作物等の件数で除した額を上限とする。

（カ）権利者の申し出により分配不能事由が解消して、追加資料に基づく分配の対象となり得る著作物等について、当該権利者が本法人に容易に申し出ることを可能とする措置を別に定める。

（キ）本法人が分配に用いる権利関係は、分配の日の属する事業年度の初日のものとする。

（ク）（ア）及び（イ）の請求額は、原則として分配の日の属する事業年度の８月末日に決定する。

（ケ）（ア）及び（イ）の請求に基づき SARTRAS から受領した補償金から、本規程第７条に定める管理手数料を控除した額を、該当の権利者に対し、次条に定める分配期に分配する。

（コ）分配の際、権利者宛てに分配の明細を発行する。

（サ）分配にあたり、共同著作物であるなど、1 著作物等に複数の権利者が不可分に権利を有している場合で権利者ごとの分配率の届出を受けていないときは、当該権利者の数で分配額を按分する。

（シ）本法人が分配すべき補償金を受領した後に、権利者への分配ができなくなった場合の補償金は SARTRAS に全額返還する。

2　本法人は、SARTRAS 分配規程第 10 条第２項の定めに従い、連絡先等情報不明の権利者の連絡先等情報を明らかにするための相当な努力を払うものとし、SARTRAS がそのために定めた方法があればそれに従い、又は協力する。

（補償金の分配期）

第４条　本法人は、分配資金を受領した月の翌月から 6 カ月以内で、本法人が理事会で定める月を分配期として権利者にそれぞれの分配額を分配する。

（利用報告にない著作物等の権利者から利用の申出を受ける際の取扱い）

第５条　本法人は利用報告に掲載のない著作物等の権利者から、教育機関がこの権利者の著作物等を利用した事実につき申し出を受ける際は、次のとおり取扱うものとする。

（ア）本法人は、SARTRAS 所定の書式による申し出及び証憑書類の提出を当該権利者より受ける。

（イ）本法人は、必要と認める場合は SARTRAS を通し、当該教育機関の意見を聞くなどして内容を審査する。

（ウ）本法人は、申し出の内容が確認できた場合、SARTRAS 分配規程第５条第３項に基づき、SARTRAS 理事会の決定に従って取り扱う。

（追加資料の権利者から利用の申し出を受ける際の取扱い）

第 6 条　本法人は、権利者の申し出によって分配の実施に必要な情報が判明すれば追加著作物等とすることができる著作物等について、各事業年度終了後３か月以内に追加資料の権利者（権利者が著作権等の承継者である場合は著作者）のペンネームを本法人のホームページ上で公開し、追加資料に基づく分配可能額を請求する４週間前までに申し出のあった権利者の補償金分配について審査を行い、SARTRAS に対して審査結果を通知する。

2　審査の結果、申し出の内容が確認できた場合は、本規程第３条第１項（エ）に規定する方法で補償金分配を行う。

3　審査の方法は別に定める。

（管理手数料）

第７条　本規程第４条に定める補償金の分配期に規程第３条補償金分配額及び規程第４条補償金分配額からそれぞれ控除する管理手数料の額は、本法人が SARTRAS より受領する補償金総額の 20％とする。

2　管理手数料は、分配時に控除する。

（情報公開）

第 8 条　本法人は次に掲げる事項を定めた場合、又は変更した場合は、遅滞なく公開する。

（ア）本規程

（イ）管理手数料率

（ウ）管理手数料の額を含む分配の収支に関する報告書（事業年度終了後 3 か月以内）

（実施細則）

第 9 条　本規程に定めるもののほか、実施するために必要な事項は、理事会が決定する細則で定める。

附則

（施行期日）

1　本規程は、令和 4 年 8 月 18 日から制定・施行する。

2　本規程は、令和 5 年 4 月 20 日から改定・施行する。

3　本規程は、令和 5 年 9 月 21 日から改定・施行する。

4　本規程は、令和 8 年 4 月 1 日から改定・施行する。

5　本規程は、令和 8 年 9 月 17 日から改定・施行する。